

和歌山市プレミアム付商品券

取扱事業者（参加店舗）募集要項

1 本事業の目的

和歌山市では、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、市内参加店舗のみで利用可能な「和歌山市プレミアム付商品券」の発行により市内での消費喚起を図り、地域経済の回復を目的として本事業を実施する。

2 プレミアム付商品券事業の概要

- (1) 事業名称 : 和歌山市プレミアム付商品券事業
- (2) 商品券発行者 : 和歌山市
- (3) 商品券販売者 : 和歌山市プレミアム付商品券事業事務局
- (4) 商品券名称 : 和歌山市プレミアム付商品券
- (5) 商品券発行総額 : 7 億 2,600 万円（予定）
- (6) 商品券発行総口数 : 18 万 1,500 口（予定）
- (7) 商品券の構成 : 紙商品券 1 口 4,000 円分（1,000 円券×4 枚綴り/1 シート）
販売価格 3,000 円
- (8) 購入対象者 : 申込日時点で和歌山市に居住する者
※申込期間終了後、販売予定数に達していない場合は繰上げ当選または 2 次募集を実施（予定）
- (9) 購入限度数 : 1 人あたり 4 口まで購入可能
- (10) 利用期間 : 令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで
- (11) 購入方法 : 【紙商品券】市内数か所にて購入・引換予定
- (12) 取扱事業者 : 和歌山市内に事業所または店舗があり申込資格を満たす事業者
- (13) 参加店舗 : 事前公募により登録した和歌山市内の店舗または事業所
（小売・飲食・交通・各種サービス等）※紙商品券が利用できること

3 取扱事業者（参加店舗）の申込資格

和歌山市内に店舗又は事業所があり消費者に直接、商品・サービスを提供できる事業者。ただし、次のいずれかに該当する事業者を除く。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行なう者。
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

4 本事業の商品券について

本事業で発行する「和歌山市プレミアム付商品券」は、参加店舗でのみ利用可能な商品券である。

- (1) 利用方法（利用者）

【紙商品券】

- ① 希望した市内の引き換え場所に購入案内通知を持参し、購入・引換をする。
- ② 参加店舗で使用する。

(2) 利用方法（参加店舗）

- ① 紙商品券は金額分の商品券を受領し、決済の完了を確認する。

5 商品券の利用対象とならないもの

- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料など。）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

6 その他商品券についての留意事項

- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用期間内に限り利用可能。
- ・購入後の返品、返金はできない。
- ・現金との引換は行わない。
- ・釣り銭は支払わない。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して、市は責を負わない。
- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用対象外となる商品については、予め消費者等が認識するよう明示する義務を負う。 なお利用対象外となる商品をめぐる消費者とのトラブル・苦情に関し、市は責を負わない。
- ・取扱事業者（参加店舗）において、紙商品券が利用できること

7 取扱事業者（参加店舗）の責務

取扱事業者（参加店舗）は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 商品券の利用において、利用対象外のもの（「5 商品券の利用対象とならないもの」参照）を扱った取引を行わないこと。
- (2) 商品券の利用を拒否しないこと。ただし、不足額の支払方法は参加店舗の取り扱いによるものとし、現金等との併用を認めない場合は、あらかじめ利用者に明示すること。
- (3) 前項の対応をとる場合、予め消費者等が認識できるよう明示する義務を負う。
- (4) 利用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネーなどによる返金は行わず、原則代替

品等との交換とすること。ただし、取扱事業者（参加店舗）が代替品等との交換を行うことができないと判断した場合は、紙商品券については払い戻す事は出来ない。

- (5) 商品券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (6) 商品券の取り扱い方法については、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること。
- (7) 利用者の混乱を招くおそれがあるため、閉店や休業等のやむを得ない事情がない限り、商品券が利用できる期間中においては、継続して参加店舗として商品券を取り扱うことについて同意すること。
- (8) 上記事情により参加店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (9) 参加店舗関係者が商品券を購入した場合において、当該商品券を当該参加店舗での直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (10) 本要項を遵守し、商品券を適正に取り扱うこと。
- (11) 申込み内容や商品券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力すること。
- (12) 事務局が配布するステッカー、ポスター、チラシ等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (13) 参加店舗は利用者から受け取った商品券について、再利用・不正利用等を防止するため、商品券の裏面への店舗印の捺印等を行い管理すること。精算手続きが完了するまでの間、受け取った商品券の保管および管理に関する責任は参加店舗が負うこと。参加店舗の管理不備等により発生した紛失、盗難、再流通、不正利用等の損害については、該当商品券の精算に応じられない場合があるほか、これにより生じた一切の損害は参加店舗の負担とする。

8 利用済商品券の換金方法

- (1) 紙商品券について、取扱事業者（参加店舗）は紙商品券の裏面に記載の申請用コードを読み取り、換金の申請を行うこととする。事務局は月 1 回の換金振込を実施する。
- (2) 換金振込は参加店舗申込時に登録した口座へ行うものとし、これに係る参加店舗の手数料は無料とする。

◆紙商品券の換金について

商品券精算期間	振込予定日
① 10月20日（火）～ 10月31日（土）	11月16日（月）
② 11月1日（日）～ 11月30日（月）	12月15日（火）
③ 12月1日（火）～ 12月31日（木）	令和9年 1月20日（水）

※最終の申請締切り日は1月8日（金）を予定しております。

※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。

最終スケジュールについては後日配布する「参加店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。

9 申込方法

参加店舗の登録を希望する取扱事業者（参加店舗）は本事業の専用ホームページより申込むものとする。

※参加店舗登録料は無料

※一次申込期間：令和8年8月10日（月）から令和8年9月11日（金）まで

※FAX 受付 9月8日（火）まで

※上記以降も随時登録を受付しますが、市民向け参加店舗リーフレットに店舗名を掲載するための申込期限となります。

※最終申込：令和8年11月30日（月）

※一次申込以降 11 月 30 日（月）までの申込については、ホームページにのみ掲載となります。

- （１）参加希望店舗は専用ホームページ内、参加店舗登録ページより和歌山市プレミアム付商品券参加店舗登録申請書兼誓約事項へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。

（<https://wakayama-premium2026.jp/>）又は FAX:073-494-3263 へ送付

1 0 スターターキットの送付

事務局にて審査の結果、承認した事業者には、登録店舗ごとにスターターキットを送付。

- ① 参加店舗用マニュアル、② ポスター、③ ステッカー、④ チラシ

一次申込期限令和 8 年 9 月 11 日（金）（FAX は 9 月 8 日（火））までに参加申込を行った事業者については、令和 8 年 9 月中旬～10 月上旬頃（利用開始前を予定）にスターターキットを事務局より送付の予定であるが、一次申込期限以降の事業実施期間中に申込み場合については、準備が整い次第順次送付する。

1 1 参加店舗の登録の取消し等

参加店舗においては本要項に違反する行為及び「3 取扱事業者（参加店舗）の申込資格」に該当しないと認められた場合は、事務局は換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行うことがある。またその違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

違反する行為の一例

- ① 申請事項を偽って不正に登録する
- ② 商品券の自己取引や架空取引を行う
- ③ 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行う

1 2 紛争の解決

商品券の利用に際して取扱事業者（参加店舗）と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、和歌山市は一切責任を負わない。

1 3 その他

- （１）本事項に記載のない事項、又は定めのない事項に関しては、和歌山市がその対応を決定する。
- （２）参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、商品券の利用可能店舗として専用ホームページに掲載する。
- （３）国及び和歌山市の方針、指示等により実施内容を変更する可能性がある。
- （４）参加申請の際に取得した店舗情報、個人情報については、本事業の実施の範囲において利用するとともに、和歌山市で今後同様の事業を実施する場合、事業の周知等において利用する。
- （５）商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、和歌山市及び事務局は一切責任を負わない。
- （６）本事業において和歌山市及び事務局が必要と認める場合は調査をすることができる。

【和歌山市プレミアム付商品券事業事務局】

〒640-8331 和歌山市美園町 5-61 和歌山 MIO 4 階

フリーダイヤル：0120-138-520 / FAX：073-494-3263

Mail：wakayama_premium2026@nta.co.jp

開設時間：9 時 00 分～17 時 30 分 平日・土日祝含む

和歌山市プレミアム付商品券取扱事業者（参加店舗）誓約事項

- （１）商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- （２）商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- （３）商品券の再販、再流通を致しません。
- （４）商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- （５）商品券の利用期間中は参加店舗として登録し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- （６）商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- （７）商品券の利用に際して、消費者との間で苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- （８）商品券の取扱に対して和歌山市から改善要望があった場合にはそれに従います。
- （９）店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用ＨＰ・リーフレット等に掲載）について同意します。
- （１０）登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- （１１）和歌山市プレミアム付商品券の利用可能店舗となります。
- （１２）参加申請の際に登録した店舗情報・個人情報等については、今後和歌山市で同様の事業を実施する場合の事業周知等に利用されることを同意します。